

(平成24年12月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

国民年金関係

1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年3月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月から52年3月まで

私が20歳になると、母親から国民年金への加入を勧められ、その後、母親が私の国民年金の加入手続を行った。また、私が渡した国民年金保険料について、毎月開催されていた自治会の集会で母親が納付していた。申立期間の保険料について納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人自身は、申立期間当時、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとされる母親は既に死亡しており、申立期間の保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿によると、昭和52年10月にA町で払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間のうち、49年3月から50年6月までの保険料については時効により納付することができない期間であり、同年7月から52年3月までの保険料については、過年度納付が可能であるものの、自治会（納付組織）では納付することができない期間である。

さらに、申立人は、申立期間以降も婚姻（昭和56年1月）により転出するまでA町に継続して居住しており、同町において別の手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない上、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。